

議員（隅岡 美子）

失礼致します。

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問は、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しています。

実際、高齢者が難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われています。

この難聴対策として聴覚補助器の活用が有効であります。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末長く動き働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は、大変に重要なことであると思います。

そこでお伺い致します。

一つ、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できるように環境の整備について、よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者や一般の方々を対象とした身体障害者相談を月に1回、地域交流センターで開催しております。この相談会は、多度津町身体障害者の会が開催しているもので、身体障害者手帳の取得の有無に関わらず、無料で身体に障害のある方々の様々な相談に対応して頂いております。

また、窓口等で聞こえづらさや補聴器購入についての相談があった場合には、障害者手帳の取得や各種制度についての説明をしております。

障害の認定基準に該当しない方につきましては、医療機関や補聴器販売業者の相談窓口をご利用頂いております。

本町では、補聴器販売業者が地域交流センターにおいて、2箇月に1回相談会を開催しており、すでに購入された方のアフターフォローが中心ではありますが、これから補聴器購入をお考えの方からの簡単な相談につきましては受付をして、検査等が必要な場合は、店舗の利用を案内されているそうです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。先ほどの町長のご答弁の中からの質問です。

本町では、補聴器販売業者が地域交流センターにおいて、2箇月に1回相談会を開

催しておるといふところがありまして、これは、いつから、このような相談会を実施していますか。

それと、こういった相談会をしているということについて、今まで広報とか、そういったことで、掲載をされたことがあるのかどうか。

この2点についてお伺い致します。よろしくお願いします。

議長（小川 保）

再質問でよろしいですか。

議員（隅岡 美子）

再質問です。

議長（小川 保）

まず、いつからという質問ですね。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

一般の業者の方が地域交流センターの方で、今されてますんで、いつから言うのは私の方で記憶はないんですけども、新庁舎が建ってから地域交流センターの方では、もう最初からして頂いているものと思います。

それと広報への掲載の件ですけども、一般の業者の方がされているということで、広報の方には、ちょっと掲載しづらいことがありますので、ご了承頂きたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

そこで、この補聴器を購入する前に、こういったチェックをすれば良いのかということで、映像をお願いします。

7項目ありますが、各自で、私もこれを当てはめて、何ぼチェックがあるかなと思ってチェックをしてきました。

ちょっと読み上げます。字が小さいので、分からないかも知れませんが、一つ。

議長（小川 保）

隅岡議員、再質問ということではよろしいですか。

議員（隅岡 美子）

再質問です。済みません。

1つ目、会話をしている時に聞き返す。

2つ目、後ろからの呼びかけられると気づかないことがある。

3番目、聞き間違いが多い。それと話し声が大きいと言われる。それと見えないところからの車の接近に気づかないとか、電子レンジなどの電子音が聞こえない。ピー、ピーと言う音。それから、最後、耳鳴りがある。私もこの中で、当てはまったのがありました。聞き間違いが多いということで、1個から2個の方は実生活でお

困りのことがあれば、耳鼻咽喉科を受診しましょう。また、3から4個あった方は、もうやはり、医師の耳鼻咽喉科で、どうしたらええかと、まず相談して下さいということ。5個以上、当てはまった方は、早目に耳鼻咽喉科を受診することをお勧め致します。ということで、聞こえのチェックということで、載っておいりましたんで出してまいりました。

議長（小川 保）

再質問ではないですね。意見でよろしいですか。

議員（隅岡 美子）

これは、ただお示ししただけです。質問でも何でもありません。

それで、そういうことでご答弁を頂きまして、私が思うのに、今、選択できるような環境の整備ということについて、町長からご答弁を頂きまして、本町も色々と相談会を実施したり、業者が来て購入の方の相談とか、きめ細かく相談をされているよということをお伺い致しまして、私としては、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもとで、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会。今、説明した中でもあったんですけど、情報提供の機会や補聴器のお試し利用ができる場所などの確保、また整備等ということで、環境はすぐには難しいかも分かりませんが、そういった社協との連携で環境の整備に、今後努めていって頂けたらなって、このように要望します。そういうことです。で、補聴器についても皆さんご存じだと思いますけど、例えば、耳にかけて使うタイプ、また、ご自分の耳の穴の中に収まるタイプとか、本体とイヤホンをコードで繋ぐタイプとか、今新しいのは、軟骨伝導イヤホンというのがあるって、これはまだまだ研究分野で、こういったことを発明しましたということで載っておいまして、やはり日本全体で約1,400万人の難聴者がおいでるんです。それでその中の約200万人しか、補聴器を今現在、使われていないとも言われております。何せ価格が非常に片耳だけでも数千円から、それから、10万・20万と、すごい高価な補聴器になっておりますので、やはり、少々聞こえづらさがあつたとしても、補聴器の価格が高いということで、ためらっていらっしゃる方が多くいらっしゃる私は推察を致しております。

先日もある地域を回っておりますと、ある方のところへ行ったら、この方、耳が遠いから、大きな声で言わないかなかなあと思って玄関を開けたら、案の定、幾らお名前を呼んでも、なかなか通じなくて、ベランダの方が網戸になってましたので、その網戸をちょっと開けさせてもらって、そこで大きい声でお名前を呼んだら、「はい」って向こうから出てきて、やっと出てきてくれて、もう耳が結構遠いので、ご自分の言いたいことだけバーッと行って、ほんでこちらの言うことは、ゆっくりとはっきりと大きな声で言わなければ、相手に伝え伝わらなかったということで、そういったことがあって、私の身近でもそういった方々が非常に多くいらっしゃるということが分かっております。

それで、次の2つ目の質問でございます。

2番目、聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてよろしくお願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県内において独自の補聴器助成制度を創設している市町はありませんが、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、年齢制限なく障害福祉サービスの補装具費支給制度をご利用頂いております。

また、補聴器は介護保険における福祉用具貸与の対象に含まれていないことから、利用できる助成制度は障害福祉サービスの補装具費支給制度のみとなっております。

この制度は補装具の種類ごとに基準額が定められており、所得に応じて減免はありますが、原則費用の1割が自己負担となっております。

現時点では、県内でも独自の助成制度を創設している市町はなく、本町でも新たな助成制度の創設は考えておりませんが、近隣市町の動向や先進事例を参考に助成の在り方について研究してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

本町はそういうことでございます。で、先進事例として、これは市ですけど、町に置き換えて聞いて頂ければと思います。ちょっと長くなるんですけど、ご容赦願いたいと思います。これは、一例と致しまして埼玉県川口市であります。聴力の低下によって周りの人とのコミュニケーションがとりにくい方、生活に支障が生じている高齢者の方々が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住みなれた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助する制度でございます。この川口市は、補助の対象は市内に住所を有し、住んでる方の満65歳以上の方、本人が市ですので市民税非課税、または生活保護受給世帯、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方。ここが非常に大事だと思っております。ならない方。耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方が対象になっております。中の原則を言いますと中程度難聴、4つの段階がありまして、中程度の会話が、普通の会話が聞きづらいという方が対象でございます。補助の内容と致しまして、2万円を上限として、1人1回となっております。購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するものでございます。受付期間は、令和6年の今年の4月1日から来年の3月31日までとなっております。その申込み件数が予算枠の上限に達した場合は、その期間内であっても、

あとは受付を終了ということになっておるそうでございます。これは川口市ではございますが、本町に置き換えてしてもいいんじゃないかなと思います。

やはりこの聴覚手帳をお持ちでない方は、なかなかこの福祉の狭間でおる方に、やはり光を当てるということで、こういうことで今回相談もありまして、多くの相談を頂いて、こういう風な質問をさせて頂いた次第でございます。私たちの多度津町内においても聴力の低下に悩む高齢者の方々が非常に多いと推察を致します。医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用していける環境を整えるための購入費用を助成する制度でございます。大変これは有意義なことであると私は強く思っております。最後になりますが、丸尾町長にお伺い致します。本町におきましてもこういった聞こえの不安をされてる方々に対しまして、こういう制度、また、情報提供の機会をもっと増やして頂き、こういう場所の確保とか、今後、こういった創設をするための町のお考えをお聞かせ頂いたらと思います。よろしくご答弁お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきますけども、この聴覚障害者に対する補聴器のことにしましては、これも随分前に、私が町議会議員の頃だったか、私の母も難聴者で、そして補聴器を常に持っておりました。しかし、私の母の場合は、少し認知症も入っておりましたので、補聴器をすぐどこかに忘れてたり落としたり、様々なところですぐ失くしてしまう。そしたらまた買いに行かなきゃいけない。それでこのことについては、もうきちんと失くさないようにしなさいよって言っても失くす。その補聴器が10万・20万じゃないんですね。もっと高いんです。そういうものを日常茶飯事のように買ってしまう。それは当然、認知症があったからだとは思いますが、それでひどく悩みました。それで町の方にもご相談を致しました。そして、この難聴者に対しての補聴器の助成のこととか、色々と相談をさせてもらいましたが、やはり、考えているとなかなか難しいんだな。自分でも今の段階で、そういうことが、この難聴者だけに、視覚障害も色んな障害をお持ちの方がいらっしゃる。そういう方々も平等に公平に手を差し伸べて、そして生活が豊かになるようにするのが行政の務めですので、そういう中で難聴者だけ、難聴者のみにそういうことができるのかということは考えました。そしたら、じゃあみんな身体障害者の方々にどういうことをすればいいのか。そういうことも考えました。今のご質問の中では難聴者の方に対する補助とか、そういうことにしましては、自分は経験しておりますので、その中で、とにかく、私の母の場合は、先ほども申しましたように、難聴だけじゃなくて認知症が入ってましたので、難聴っていうよりも認知症の対応、認知症が出てきた人に対する対応ですね。これが非常に悩みました。そして、先ほども申しましたように自分で値段を言われるままに。これ民間の方で民間のお店の方に行きますの

で、そしたら言われるままに買ってしまう。そういうことも多かったので、これは難聴者っていうよりも認知症の対応になるかも分かりませんね。ちょっと今、隅岡議員のご質問の中で、そういうことを思い出したので、難聴者、私の母のことにしても、すごくこの補聴器のことにしては、私も悩みました。ちょっとそのことを思い出したんで。隅岡議員のご質問の正確な答弁になってないかも分かりませんが私の思いも入れて答弁をさせて頂きました。よろしくお願い致します。

議員（隅岡 美子）

町長、ご答弁有難うございました。

これから色々な困難な課題も山積をしておりますが、一つ一つ有効な手段を考えまして、今後、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

ご答弁有難うございました。

以上で11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。